



2025年度 二国間クレジット制度（JCM）等を活用した 低炭素技術普及促進事業/定量化促進事業/ JCMクレジット化支援調査事業

公募説明会資料

公募期間: 2025年8月8日(金)～9月8日(月)正午

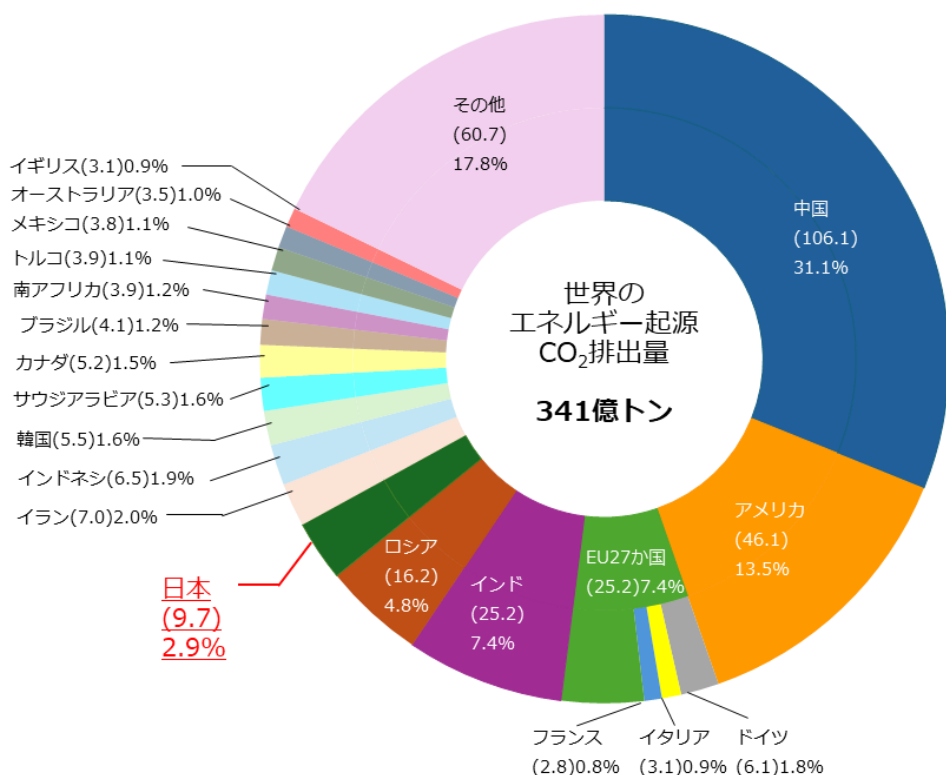
※teamsのマイク、カメラOFFでお願いします。

※質疑の際は挙手機能をご利用ください。

NEDO事業統括部 国際3課

- 日本のエネルギー起源CO₂の排出量シェアは、世界中で2.9%（2022年時点）程度
- 大規模なGHG排出削減のためには、国内対策に加えて、海外での取組が重要
- 日本のNDC（国が決定する貢献）において、二国間クレジット制度（JCM）により官民連携で2030年度までの累積で、1億t-CO₂程度、2040年度までの累積で、2億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。

世界のエネルギー起源CO₂排出量(2022年)



「日本のNDC（国が決定する貢献）」から抜粋

- グローバルサウス諸国等への優れた脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国のNDCの達成に活用するため、JCMを構築・実施していく。
- このような取組を通じ、官民連携で2030年度までの累積で、1億t-CO₂程度、2040年度までの累積で、2億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量の確保を目標とする。
- 我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。

出典：環境省「日本のNDC（国が決定する貢献）」

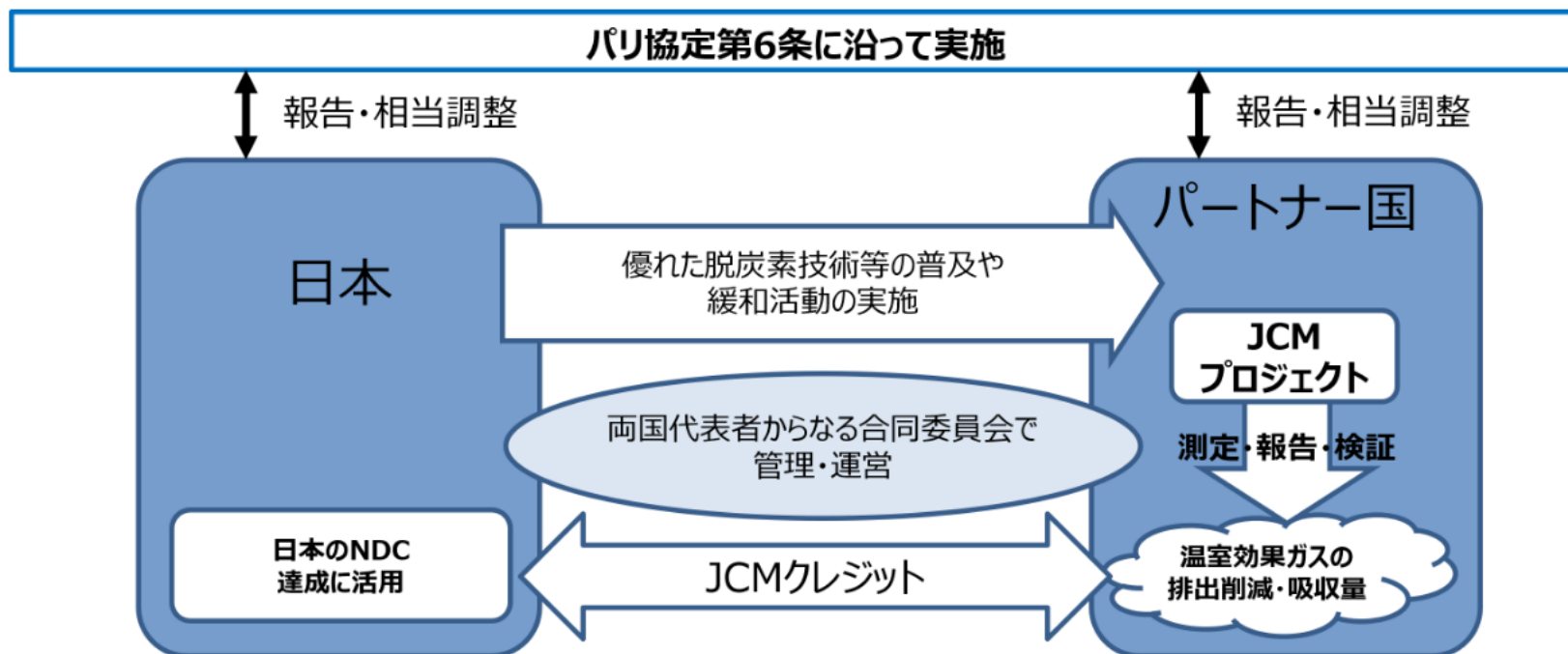
二国間クレジット制度（JCM）

「二国間クレジット制度（Joint Crediting Mechanism: JCM）」

途上国等への優れた脱炭素技術等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国のNDCの達成に活用する制度

JCMパートナー国：30カ国（2025年5月現在）

- モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ、フィリピン、セネガル、チュニジア、アゼルバイジャン、モルドバ、ジョージア、スリランカ、ウズベキスタン、パプアニューギニア、UAE、キルギス、カザフスタン、ウクライナ、タンザニア



事業目的

二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業 （2023-2027）

本事業のねらい（基本計画より）

我が国の優れた低炭素技術・システムの普及拡大及び地球規模での温室効果ガス削減を目的として、JCM を活用した海外実証を行い、当該技術・システムによる温室効果ガス排出削減・吸収量を定量化し、我が国のJCM クレジット獲得を目指す。

また、並行して、新たなJCM方法論を開拓し、将来の案件形成を促進するための方法論開発事業や、日本政府が推進する民間資金を中心とするJCMプロジェクトの組成をサポートする定量化支援事業を行う。

以上をもって、我が国のNDCの達成に貢献するものとする。

の記載が「JCMクレジット化支援調査事業」を指す。

「JCMクレジット化支援調査事業」の目的 (公募要領より)

本事業では、**日本政府が推進する民間資金を中心とするJCMプロジェクトの組成**等を念頭に、**日本の民間企業等が実施する温室効果ガス排出削減効果が見込まれる事業**を対象として、**JCM方法論を開発・適用**し、当該事業の温室効果ガス排出削減量を検証するとともに、JCMのルールに則り所定の手続きを実施することで、**我が国のJCMクレジット獲得を支援**します。

「民間資金を中心とするJCMプロジェクトの組成ガイダンス（改訂版）」（2024年3月25日）

<https://www.env.go.jp/content/000123179.pdf>

- 政府資金支援事業の活用にあたっては・・・（中略）・・・民間事業者による柔軟なJCMプロジェクト組成に対する一定の制約が存在します。また、昨今の民間事業者におけるクレジット活用への関心の高まり等も踏まえれば、地球温暖化対策計画の目標達成に向けた更なるJCMの実施に向けては、**従来の政府支援に加え、民間資金を中心としたプロジェクト組成を促進していくことが重要**です。
- 現状、**民間JCMとしての実施が検討され得るプロジェクト**としては、以下が考えられます。
 - 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度での活用、カーボン・オフセットでの活用、クレジット取引、GX-ETSでの取引等を目的として、事業者がJCMクレジットの取得を目指すプロジェクト
 - プロジェクトの規模等との関係で日本国政府の資金支援を活用ができない、日本国政府の資金支援を活用すると実施スケジュール等が制約を受ける、エネルギー起源CO₂を含むGHG排出削減の事業ではない等の理由で**現状の日本国政府によるJCMプロジェクトに対する資金支援事業（下表）を活用しない（対象とはならない）プロジェクト**
 - パートナー国との間で JCM 方法論が既に存在する脱炭素技術等を用いたプロジェクト

表 3-1 日本国政府による JCM プロジェクトに対する資金支援事業

所管省庁	事業名
環境省	JCM 設備補助事業
	水素等新技術導入事業
	二国間クレジット制度を活用した代替フロン等の回収・破壊事業
	JCM 日本基金(JF-JCM)-アジア開発銀行拠出金
	UNIDO-JCM プロジェクト
経済産業省	JCM 実証事業

NEDO JCM実証事業（低炭素技術による市場創出促進事業）

「民間資金を中心とするJCMプロジェクトの組成ガイダンス（改訂版）」（2024年3月25日）

<https://www.env.go.jp/content/000123179.pdf>

- **民間JCMプロジェクトを通じて日本側に配分されるクレジットは、資金負担割合等に応じて主に民間事業者が取得する**事が想定されますが、我が国のNDCの達成に活用するためにJCMが構築・実施されていること、日本国政府が当該パートナー国政府との合同委員会对応を含むJCM規則・ガイドライン類の構築及び実施、JCMの活用機会の提供・支援等を行っていることに鑑み、**取得したクレジットについて、我が国NDCの排出削減目標の達成への活用へのご協力をお願い**いたします。
- 民間JCMプロジェクトについては、方法論の開発、PDDの作成、妥当性確認、モニタリングレポートの作成、検証等は基本的に事業者が行う必要がありますが、**政府の支援メニューが利用できる場合**もあります。これらの支援や関係情報の提供が必要な場合はJCM事務局へご相談ください。**例えば、下記のよ**
うな支援が行われています。

表 4-1 日本国政府による民間 JCM プロジェクトに対する支援事業

所管省庁	支援内容
経済産業省・ 環境省・農林 水産省※	案件組成に向けた実現可能性調査(FS)等への支援
	新規方法論の開発への支援
	MRV への支援

※内容等によって所管省庁が変わります。

JCMクレジット化支援調査事業

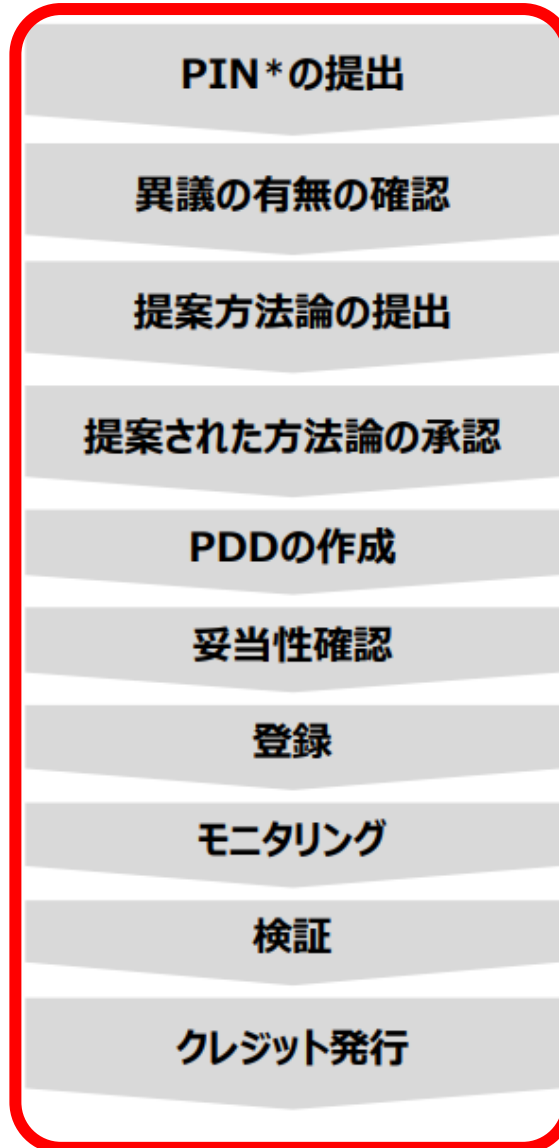
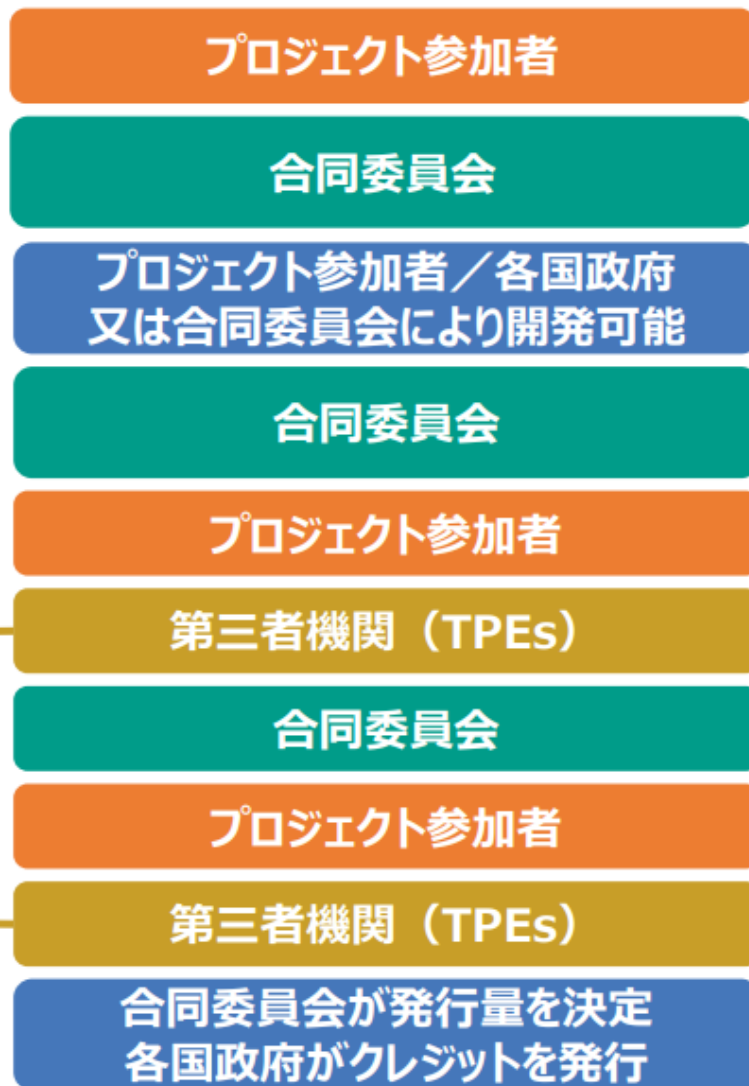
有望技術分野の新規方法論開発に向けた調査

調査事業内容

JCMパートナー国において、**日本の民間企業等が実施する温室効果ガス排出削減効果が見込まれる事業**（以下、「**対象事業**」という。）を対象として、**JCM方法論を開発・適用**し、対象事業の**温室効果ガス排出削減量を検証**し、また、**JCMのルールに則り、JCMのプロジェクトサイクルにともなう手続きや業務**（以下、「**提案事業**」という。）を実施します。

つまり、提案者が独自に実施する「対象事業」がまず存在する必要があり、その「対象事業」をJCMプロジェクト化する一連の業務、すなわち「提案事業」をNEDO委託事業として実施していただくものです。従って、「対象事業」そのものは、NEDO委託事業には含まれませんので十分にご注意ください。

JCMのプロジェクトサイクル



<用語解説>

- **PIN(Project Idea Note)**:プロジェクトの概要を相手国側へ説明し、異議の有無を確認するための資料。
- **PDD (Project Design Document)** :排出削減量のモニタリング方法・推定排出削減量等を含めたプロジェクト設計書。プロジェクト登録に必要となる。

<注>

最初の2つの手順「PINの提出」・「異議の有無の決定」については各パートナー国と調整中のものであり、これらを含む各パートナー国と採択したJCM規則・ガイドライン類の最新情報については、JCMホームページの各パートナー国のページにてご確認ください。

対象案件

以下の要件を全て満たすものとします。

- ① JCMパートナー国において、**日本の民間企業等が実施する温室効果ガス排出削減効果が見込まれる事業（対象事業）**を対象とするものであり、かつ、**日本のJCMクレジット発行が期待できる**ものであること。
- ② 対象事業が「民間資金を中心とするJCM プロジェクトの組成ガイダンス」に記載される「**日本国政府によるJCMプロジェクトに対する資金支援事業**」を活用しないプロジェクトであること。
- ③ **エネルギー起源二酸化炭素（エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素をいう。）の排出の抑制に関する事業**であること。（例えば、森林由来による二酸化炭素吸収のみに関する事業は対象外）
- ④ 対象事業の**PINを日本のJCM事務局に提出済み**であること。
- ⑤ 対象事業をJCMプロジェクトとすることについて**相手国企業等と書面による合意が形成されている**こと。
- ⑥ 対象事業及び提案事業が具体的かつ実現可能性の高いものであり、適切に実施計画が作成されていること。
- ⑦ JCMのプロジェクトサイクルにおける**モニタリング期間を1年以上確保**することが見込まれること。

留意事項

- 採択後、NEDOとの委託契約締結にあたっては、
 - i) 当該**対象事業が既に開始済み**であること、または**相手国企業と正式に実施契約が締結**されていること
 - ii) 日本と対象国、**両国のJCM事務局**において当該対象事業の**PINの内容について異議の無いことが確認済み**であることをNEDOとの委託契約の施行条件とします。
従って、採択後直ちにNEDOとの委託契約が締結されない場合がありますので、ご留意をお願いします。
- なお、提案が採択されたのちに、対象事業が両国政府により構成される JCM 合同委員会において JCMプロジェクトとして受理される見込みがないと判明した場合は、我が国のJCM クレジット獲得を支援するという目的が達成できないことから、採択を取り消す、ないし委託契約 を解約することとします。

対象国

JCM パートナー国

実施期間

NEDOが指定する日から原則4年以内

(ただし、本事業の基本計画の有効期間は2027年度末までであるため、契約期間は2027年度末を超えることは出来ない。2028年度以降の提案事業の実施については、政府予算に基づき基本計画が延長された時点で必要に応じて契約期間を延長する。)

実施規模

1 件当たり1億円以内 (税込)

NEDOと委託事業者は当該調査に係る調査委託契約を締結します。対象経費は最新の調査委託契約約款及び調査委託費積算基準に基づき、以下の項目に定める支出が認められます。

項 目
I. 労務費
1. 研究員費
2. 補助員費
II. その他経費
1. 消耗品費
2. 旅費
3. 外注費
4. 諸経費
III. 間接経費

（１）対象事業の温室効果ガス排出削減効果とMRV手法の確認及び評価

- ① 対象事業による温室効果ガス排出削減効果を確認、評価し、モニタリング期間において想定される温室効果ガス排出削減量を明確にする。
- ② 対象事業サイトにおいて、JCM方法論の開発（又は適用）を念頭に、対象技術・システムの温室効果ガス排出削減量の定量化に係る測定（Measurement）、報告（Reporting）、検証（Verification）の手法について、JCMクレジット化に向けた適用可能性を評価する。

（２）JCM方法論の開発（又は既存の方法論の適用）

対象事業のモニタリング期間における温室効果ガス排出削減量(*)を定量化するために以下を検討する。なお、日本国と相手国の合同委員会等において整備されている各種規則、ガイドライン類等が事業期間中に策定・変更された場合には、NEDOの指示に従うこと。

- ① JCM 方法論を、当該国と日本とが締結した JCMガイドライン等に準拠し、純削減の担保を考慮して開発（又は適用）する。その結果は、各国の“Proposed Methodology Form”に準じて日本語でとりまとめる。
- ② ①にて開発（又は適用）したJCM方法論を元に、対象事業による温室効果ガス排出削減量に係るJCM制度下でのJCMクレジット量を算出する。
- ③ 作成したJCM方法論及び事業概要の日本国と相手国の合同委員会事務局への説明及び質疑に対応する。
- ④ 定量化に必要な手法の開発・妥当性確認、デフォルト値の設定等を行い、開発したJCM方法論を最終化する。

(*)：現状（Business as Usual、BaU）排出量ではなく、純削減を担保するために保守的に求めたりファレンス排出量と対象事業を実施することで得られるプロジェクト排出量との差から排出削減量を算出すること。

（３）JCMプロジェクトサイクルに係る取組・手続き

対象事業の温室効果ガス排出量削減効果を定量化するために、以下を実施する。

- ① 対象国のJCM ガイドラインに準じて、JCM 方法論の提出、Project Design Document（PDD）の作成、第三者機関による妥当性確認 の手続き、プロジェクト登録手続き、モニタリング、関係者会議（Local Stakeholder Consultation）等のJCMプロジェクトサイクルの一連の取組・手続き（相手国企業等やJCM事務局等との協議や協力支援を含む）を行う。
- ② モニタリング結果を踏まえて排出削減量を算出し、モニタリングレポートの作成、第三者機関によるベリフィケーション等のJCM手続きを行い、クレジット発行申請書を作成・提出する。（クレジット配分案については、相手国企業等と合意した後にNEDOの確認を得ること）
- ③ モニタリングは、原則として1年間以上実施する。

- 応募資格のある法人は、以下の全ての条件を満たす、**単独又は複数で受託を希望する企業等**。
- 委託事業者からの**再委託は原則不可**。

- ① 対象事業を運営する実施主体であること。（または、提案者の中に、対象事業を運営する実施主体を含むこと。）
- ② 提案者の中に、二国間クレジット制度（JCM）、MRV方法論、当該事業分野において深い知見を有し、調査実績を有する企業がいること。
- ③ 対象事業及び提案事業の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- ④ 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金及び設備等の十分な管理能力を有し、かつ、情報管理体制等を有していること。
- ⑤ NEDOがプロジェクトを推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- ⑥ 日本法人（登記法人）であること。ただし、条件を満たした場合は、日本法人と外国法人との共同提案も取り得るものとします。
- ⑦ 企業等が単独に応募する場合は、対象事業の運営と提案事業の遂行の両方について十分な能力を有していること。
- ⑧ 複数の企業等が共同して本事業に応募する場合は、当該提案事業の責任者となる幹事法人を定め、各企業等間の責任と役割の分担が明確化されていること。
- ⑨ 研究組合、公益法人等が応募する場合は、参画する各企業等が当該実証事業の成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。

提出書類一覧

(公募要領P.8-9及び提案書チェックリスト)



提出書類	提出ファイル形式
提出書類チェックリスト（別添 1）	PDF
提案書要約（別添 2）	PDF （提案書と統合）
提案書（別添 3）	PDF （提案書要約と統合）
提案事業積算内訳（別添 4）	Excel
企業情報（別添 5）	PDF
ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（別添6）	PDF
事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（別添7）	PDF
最新の代表者事項証明書の写し（履歴事項証明書、現在事項証明書でも可）	PDF
対象事業のPINを日本のJCM事務局に提出済みであることを示す書面等	様式不問
対象事業をJCMプロジェクトとすることについて相手国企業等との合意が形成されていることを示す書面等	様式不問
直近の事業報告書及び直近 3 年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書）の写し	PDF （3年分を 1 つのPDFに統合）
会社案内（会社経歴、事業部・研究所等の組織等に関する説明書）（提出先のNEDO部課と過去 1 年以内に契約がない場合）	PDF （複数ある場合は 1 つのPDFに統合）
疑義文書（N E D O から提示した契約書雛形に疑義がある場合）	PDF

※提案書（別添 2）はPDFにしてアップロードしてください。また、その他のファイルはそれぞれPDFにして、まとめて 1 つのZipファイルにしてアップロードしてください。

※共同提案の場合、提案書表紙、直近の事業報告書及び直近 3 年分の財務諸表の写し、最新の代表者事項証明書の写し、会社経歴書及び疑義文書は、会社毎に必要となります。

- Web入力フォームより提出資料アップロードし、送信ボタンを押した後に、以下のようなメールが入力いただいたメールアドレスに自動配信されます。
- 以下は、あくまで受付が完了したことを示す通知であり、その後、提出された提案書類をNEDOが**不備等がないことを確認した後に、提案受理のメールを別途お送りします。**
- **応募要件を満たしていないもの又は提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を受理せず、無効とします。**

From: enq-event@ml.nedo.go.jp <enq-event@ml.nedo.go.jp>

Sent: [REDACTED]

To: [REDACTED]

Subject: 受付完了

本メールは、下記の提案書類等をご提出いただいた方へご案内するものです。

提案書類等を確認した後、代表法人連絡担当者Eメールアドレス宛てに、受理完了メールを別途お送りします。

NEDO 担当者からの連絡をお待ちください。

記

公募名称：(2023 年度) 二国間クレジット制度 (JCM) 等を活用した低炭素技術普及促進事業 (実証前調査) _提案書 Web 入力フォーム

受付番号： [REDACTED]

受付日時：2023 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日 [REDACTED]

--

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

(1) 審査の方法について

- ① 外部有識者による採択審査委員会とNEDO内に設置する契約・助成審査委員会の二段階で審査します。
- ② 契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に委託事業者を決定します。
- ③ 必要に応じてヒアリングまたは資料の追加等をお願いする場合があります。
- ④ 特に採択審査委員会では、審査委員の前で発表と質疑応答をお願いする場合があります。複数の企業等が共同で提案する場合は、原則、全ての提案者に出席していただきます。
- ⑤ 委託事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんので、あらかじめ御了承ください。

審査項目

1) 要件審査

- ・提案内容が公募要領に示された条件に合致していること。
(提出書類に不備がないこと、提案内容が要件をすべて満たすものであること、提案者が応募要件をすべて満たす法人であること、等)

2) 事業の内容

(1) 対象事業の低炭素技術・システムの妥当性

(2) 全体計画、実施方法、スケジュール、相手国の協力体制

(3) 温室効果ガス排出削減量及びJCMクレジット獲得の見通し

(4) 提案者の事業遂行能力・実施体制

3) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

※審査基準の詳細は公募要領でご確認ください。

(1) 採択までのスケジュール

- 9月8日（月）（正午）：公募締切
- 10月下旬：採択審査委員会（予定）
- 11月上旬：契約・助成審査委員会（予定）
- 11月中旬：採否決定及び通知、公表（予定）
- 12月ごろ：契約（予定）

(2) 結果の公表

- 採択した案件（実施者名、事業名等）はNEDOのウェブサイトに公表します。
- 不採択の場合は公表しません。

(3) その他

- 採択審査委員の氏名は、採択案件の公開時に公表します。
- 採択に当たって条件を付す場合があります。
- NEDOと委託事業者との当該調査に係る調査委託契約の締結に当たり、当該調査の実施計画書を提出していただきます。調査の内容・工程・費用は、採択後に委託事業者と協議の上、変更することがあります。

（１）事業実施途中における実施体制の変更について

- ・ 提案事業の実施体制は、提案時に提示されたものを原則とします。提案内容の主たる部分について、途中で実施体制を変更することは認められません。

（２）NEDOと委託事業者の役割分担について

- ・ NEDOは、政府予算の適正な執行のために必要な事業の管理、実施方法に係る助言、関連事業の情報提供等を行います。委託事業者は、事業の具体的な方法、手段、手順の検討とその実施を主体的に担っていただきます。

（３）JCM制度に係る手続きについて

- ・ JCM制度の一連の手続きについては、日本と対象国の合同委員会が公表する各種規則、ガイドライン類、文書フォーマット等に従い、実施してください。
- ・ 委託事業者には提案事業の期間中に生じた温室効果ガス排出削減量分のクレジットについて、発行申請を行っていただきます。

◆応募にあたっての留意事項

（２）「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除

- ・ 「不合理な重複」、又は「過度の集中」が認められる場合には、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがあります。
詳細については公募要領をご確認ください。

◆事業運営及び実施に係る各種手続き

（１）全体の運営方針

- ・ 2025年3月現在、本事業の基本計画の有効期間は2027年度末までであり、2028年度以降の本事業の実施については政府予算に基づき基本計画が延長されることを条件とします。

(問い合わせ先)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)

事業統括部 国際3課

担当：塩沢、千葉、平田

TEL：044－520－5185

E-mail：askjcm@ml.nedo.go.jp